

<報道発表資料>

.....

令和4年3月30日

世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間 ～県内の建物やオブジェがブルーにライトアップされます～

4月2日は「世界自閉症啓発デー」です。これは、2007年に、自閉症のことを知るための日をつくろうと、世界各国の代表により国連の会議で決定されました。

また、我が国では4月2日から4月8日までの1週間を「発達障害啓発週間」とし、「いやし・希望・平穏」を表す「青」をシンボルカラーにして、各地でライトアップやイベントが行われます。

埼玉県内でも、この趣旨に賛同いただいた実施主体により、下記のとおりブルーライトアップが行われますので、お知らせします。

1 世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間

- (1) 世界自閉症啓発デー 令和4年4月2日(土)
- (2) 発達障害啓発週間 令和4年4月2日(土)～8日(金)

2 ブルーライトアップを行う県内施設やオブジェ

(1) 埼玉会館(さいたま市浦和区)(4月2日(土)～8日(金))

DOCOMOMO Japanによる「日本におけるモダン・ムーブメントの建築216選」に認定された歴史的文化的価値のある埼玉会館全体をブルーにライトアップ(日没～22:00)

○実施主体: 公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団 埼玉会館

(2) 大宮ソニックシティビル（大宮駅西口）（4月3日（日））

本県のシンボリック施設である大宮ソニックシティビルの駅に面する東側壁面をブルーにライトアップ（18:00～22:00）

○実施主体：大宮ソニックシティ株式会社

**(3) カリヨンの樹（さいたま新都心駅西口 埼玉県立小児医療センター前広場）
（4月2日（土）～8日（金））**

旧埼玉県立小児医療センター（岩槻区）の屋外に設置され、長年患者の子供達を励まし、親しまれてきたカリヨン（鐘）と、現在の病院の建物のコンセプトである「新都心に立つ大きな樹」の双方を具現化した「カリヨンの樹」をブルーにライトアップ（日没～21:00）

○実施主体：埼玉県立小児医療センター

(4) 最明寺（川越水上公園隣）（4月2日（土）～8日（金））

最明寺本堂をブルーにライトアップ（18:00～21:00）

○実施主体：ライト・イット・アップ・ブルー川越 in 最明寺実行委員会

○お問い合わせ先：最明寺（remoni1718@gmail.com）

(5) 日高市総合福祉センター^{こま}高麗の郷（4月1日（金））

日高市総合福祉センター高麗の郷（施設の一部）をブルーにライトアップ（17:00～19:00）。他に啓発展示を実施（同センター・3月24日～4月8日、日高市立図書館・3月29日～4月24日）

○実施主体：ライトイットアップブルー日高2022 実行委員会

○お問い合わせ先：奥平様 080-1062-3052

中村様 090-8442-2060

(6) 忍城（行田市）（4月2日（土）～8日（金））

忍城をブルーにライトアップ（日没～20:30）

○実施主体：行田市福祉課 048-556-1111（内線265）

(7) 航空公園駅前のYS-11（所沢市）（4月2日（土）～8日（金））

国産航空機YS-11をブルーにライトアップ（18:00～21:00）。ライトアップセレモニー、オンライン講演会も開催

○実施主体：（ライトアップについて）ライト・イット・アップ・ブルー
所沢2022実行委員会

（オンライン講演会について）所沢市子ども支援センター

○お問い合わせ先：所沢市子ども未来部子ども福祉課

04-2998-9223

a9223@city.tokorozawa.lg.jp

(8) 旧本庄商業銀行煉瓦倉庫前（本庄市）（～4月10日（日））

120年以上前に建てられた旧本庄商業銀行煉瓦倉庫をブルーにライトアップ（日没～）

○実施主体：NPO法人ま・るーく Warm Blue Honjo 実行委員会

○お問い合わせ先：warmbluehonjo@gmail.com

(9) 旧石川組製糸西洋館（4月2日（土）～8日（金））

約100年前に建てられた洋風木造建築をブルーにライトアップ（18:00～20:30）

○実施主体：入間市児童発達支援センター、LIUB入間実行委員会

○お問い合わせ先：入間市児童発達支援センター

04-2968-7785

※3月30日現在、県で把握しているライトアップの予定を紹介しています。

※予定が変更となる場合があります。

【昨年度のライトアップの写真】「令和3年度のライトアップの様子」参照

(参考)「発達障害」とは

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの

(発達障害者支援法第2条)